

No. 2 漁船をリース方式で導入したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ			TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	水産業競争力強化緊急事業(TPP 対策) 浜の担い手漁船リース緊急事業	事業の所管機関	国（水産庁 研究指導課）	

事業の概要

[事業主体] リース事業者：茨城沿海地区漁業協同組合連合会

[事業内容] 水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン（通称「広域浜プラン」）」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な新たな漁船を円滑に導入できるよう支援します。

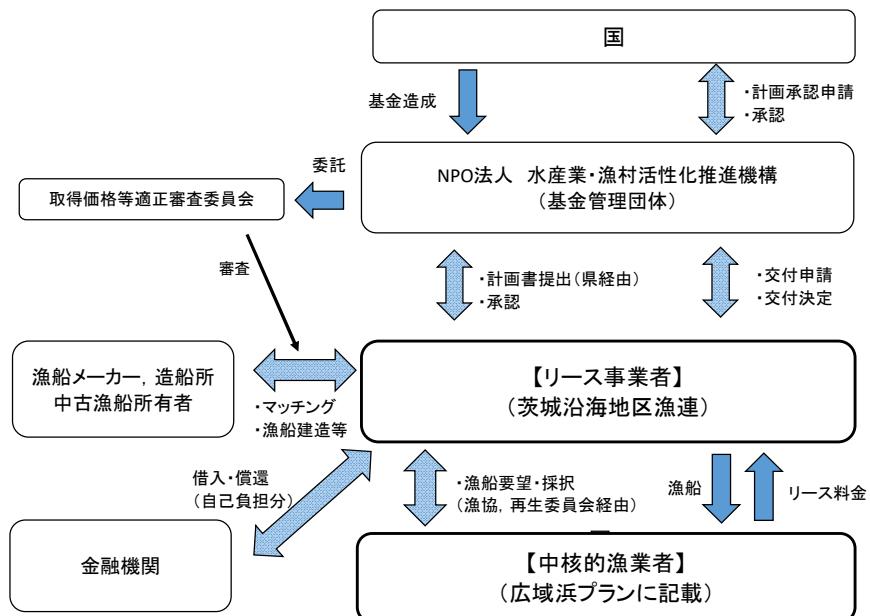
[補助要件等] リース漁船の借受け希望者の選考基準（一部※）

- ・広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置づけられた者であること
 - ・原則55歳未満であること、または、45歳未満の後継者が確保されていること
 - ・現在使用している漁船の船齢が高い（老朽化が進んでいる）こと
- ※選考基準の詳細は、所属漁協を通じて茨城沿海地区漁連へお問い合わせください。

[補助対象経費・補助率など]

- ・リース事業者に対し、リース漁船の取得・改修費の1/2が支援されます。
 - ・借受者（漁業者）は、5年程度のリース期間において、取得・改修費の1/2相当分を、リース料として支払います。
 - ・リース料金支払後は、借受者（漁業者）がリース漁船の所有者となります。
- （注）リース漁船の取得は、借受け希望者が選定された翌年度頃となります。

[事業の仕組み]



No. 3 古くなった漁船のエンジンを更新したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他（　）	
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	水産業競争力強化緊急事業（TPP 対策） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業	事業の 所管機関

事業の概要

[事業実施者] 補助要件を満たす漁業者

(所属漁協や茨城沿海地区漁連等を通じて希望者の取りまとめや手続を行います。)

[事業内容] 水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン（通称「広域浜プラン」）」に基づき、漁業者が所得向上に取り組むために必要な新たな漁船のエンジン及びボールローラーを円滑に導入できるよう支援します。

[補助要件等] 漁船のエンジン及びボールローラー更新希望者の選考基準（一部※1）

- ・広域水産業再生委員会に属する漁業者であること
- ・現在使用している漁船のエンジン等の老朽化が進んでいること※2

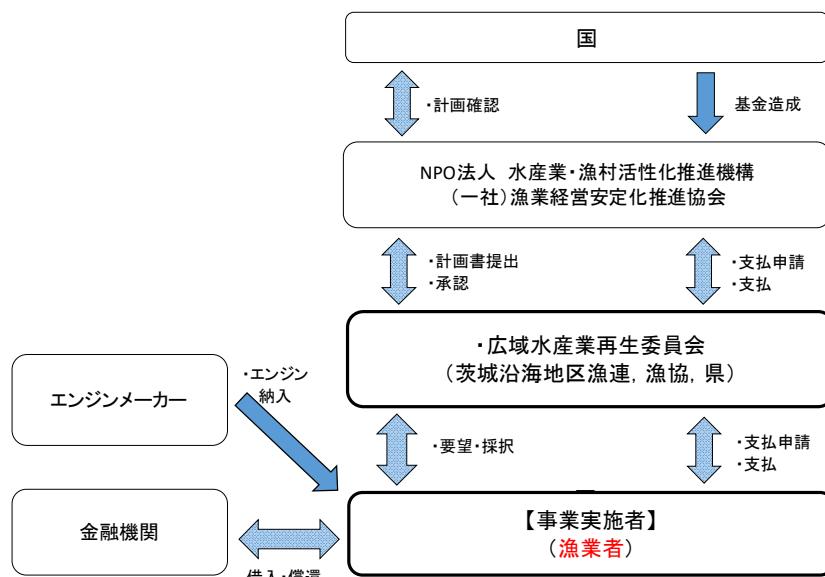
※1：詳細は、所属組合を通じて茨城沿海地区漁連にお問い合わせください。

※2：導入するエンジン等の性能等についても条件があります。

[補助対象経費・補助率など]

- ・国の機関から事業者（漁業者）に対し、漁船エンジン等導入費用の1／2が補助されます。
- ・助成の上限額は5,000万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみです。

[事業の仕組み]



No. 4 共同利用施設を整備するための支援を受けたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他
		()	
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ 流通加工・内水面グループ	TEL 029-301-4119 FAX 029-301-4129	
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業・水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の 所管機関	国（水産庁防災 漁村課）

事業の概要

[事業主体]

(県)、市町村、漁業協同組合等

[事業内容]

1. 水産業強化支援事業

漁村地域の活力の再生を図るため、浜の活力再生プラン（浜プラン）に位置づけられた、作業の効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減、作業の安全性向上等に必要な施設の整備に要する経費を支援します。（一部メニューは浜プランへの位置付け不要）

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

浜の活力再生広域プラン（広域浜プラン）の承認を受けた漁村地域において、競争力強化のための施設整備、産地市場の統廃合を推進するための施設整備等に要する経費を補助します。

[補助要件等]

(共通)

- 交付対象とする施設の処分制限期間（減価償却の耐用年数）が原則として5年以上のもの。
- 事業を実施した場合に生ずる便益（受益者が享受できる効果を貨幣換算したもの）と事業実施に必要な費用との比率（B/C）が1以上になること。（一部不要）

1. 水産業強化支援事業

- 浜プランの取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること。（一部不要）
- 受益戸数は原則5戸以上であること。
- 事業費が500万円以上であること。（整備する施設により200、300万円の場合あり）

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- 広域浜プランの取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること。
- 受益戸数は原則25戸以上であること。
- 事業費が5000万円以上、12億円未満であること。
- 輸出増加又は競合輸入品に対して優位となる取組であること。

[補助対象経費・補助率など]

1. 水産業強化支援事業

- ・補助率は整備する施設により 1/2 以内、4/10 以内のものがある。対象施設は以下のとおり。

補助率 1/2 以内の施設	補助率 4/10 以内の施設
荷さばき施設、鮮度保持施設、 作業保管施設、海水処理施設、 漁業作業軽労化機能整備、燃油補給施設、 省エネルギー型施設機能整備、 女性活動拠点施設、小規模漁場施設等	加工処理施設、畜養施設、漁獲物運搬 施設、漁船保全修理施設等

- ・個人施設又は目的外使用の恐れがある施設、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等は交付対象としない。
- ・施設撤去費用は交付対象としない。

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・補助率は 1/2 以内。対象施設は以下のとおり。

整備対象施設
荷さばき施設、省エネルギー型施設機能整備、燃油流通効率化施設、加工処理施設、 自然エネルギー利用施設、海業支援施設、作業保管施設、海水処理施設、岸壁等の 軽労化施設、密漁等監視施設、漁具漁箱等洗浄施設、固定式燃油補給施設、鮮度保 持施設、水産廃棄物等処理施設

- ・個人施設又は目的外使用の恐れがある施設、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等は交付対象としない。
- ・施設撤去費用は 1 億円未満が支援対象となる。ただし事業費との合計が 12 億円未満となること。